

# 大雨、洪水、暴風等の警報発令時の処置について

奈良県立王寺工業高等学校

登校前又は登校中に警報が発令されたときには、下記の項目に従って行動してください。  
なお、各自で十分安全の確保に務めてください。

## 1 奈良県全域、北部、北西部のいずれかに警報が発令されている場合

- ① 朝、警報が発令されている場合は、**自宅で待機**をすること。
- ② 通学の途中で、警報の発令がわかった場合は、**安全を確認して帰宅**をすること。
- ③ 午前9時まで（午前9時を含む）に警報が解除された場合は、その時点から**速やかに登校**すること。

登校できない状況が発生した場合は、**学校に必ず連絡**をすること。

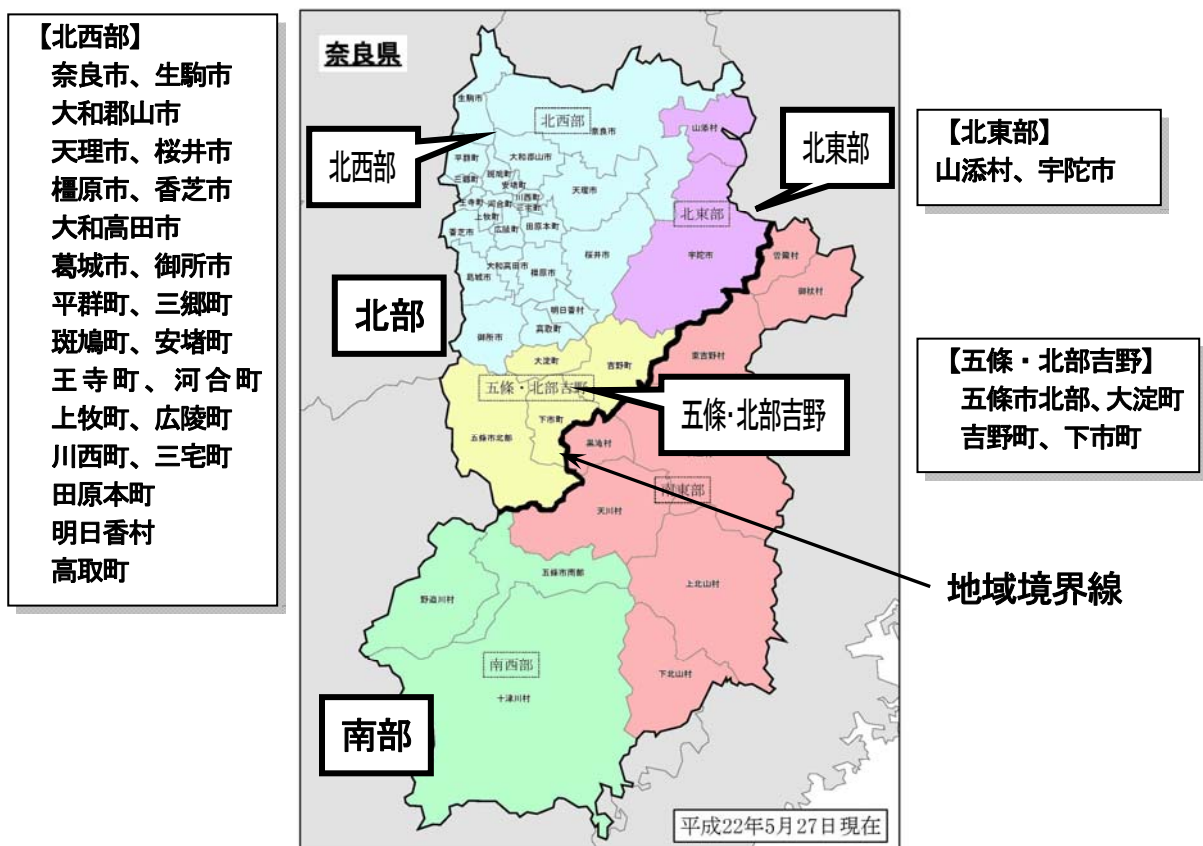
- ④ 午前9時を過ぎても警報が解除されない場合は、**休校**とする。

（※ 北東部、五條・北部吉野だけに警報が発令された場合、そこに在住する生徒のみ、上の各項に準じて行動しなさい。）

## 2 奈良県北部以外に居住していて、その地域に警報が発令されている場合

上の各項に準じて行動をしなさい。その際、**学校に必ず連絡**をすること。

**※ 警報発令及び解除の確認は各自で行い、学校への問い合わせはしないこと。**



## ◆定期考査中の気象警報発令の処置について◆

### 定期考査中の気象警報発令時の処置について

- ① 朝、警報が発令されている場合は、**自宅**で待機をすること。
- ② 通学の途中で、警報の発令がわかった場合は、**安全を確認して帰宅**をすること。
- ③ 午前10時まで（午前10時を含む）に警報が解除された場合は、その時点から速やかに登校すること。考査開始時刻を遅らせて、考査を実施する。  
なお、**昼食をはさむ場合があるので、各自で昼食は準備しておくこと。**  
**登校できない状況が発生した場合は、学校に必ず連絡**をすること。
- ④ 午前10時を過ぎても警報が解除されない場合は、**休校**とする。

(※ 北東部、五條・北部吉野だけに警報が発令された場合、そこに在住する生徒は「公欠扱い」とする。)